

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年10月7日

【会社名】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】 トレジャリー・マーケット・ディレクター・アンド・デピュ  
ティ・トレジャラー  
リチャード・シュリンプトン  
(Richard Shrimpton, Treasury Markets Director & Deputy  
Treasurer)

【本店の所在の場所】 連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド  
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, UK)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

|                |               |
|----------------|---------------|
| 提出日            | 令和5年12月4日     |
| 効力発生日          | 令和5年12月12日    |
| 有効期限           | 令和7年12月11日    |
| 発行登録番号         | 5-外1          |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 7,500億円 |
| 発行可能額          | 7,161億円       |

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間  
は、令和6年10月7日（提出日）である。

【提出理由】 令和5年12月4日付発行登録書について、(a)同発行登録書  
に添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事  
実」と題する書面を取り下げ、また (b) 同発行登録書にお  
ける記載内容（「第二部 参照情報」における記載事項）を  
訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。  
(訂正内容については以下を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 【訂正内容】

(以下の訂正が2023年12月4日付発行登録書の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示される。)

(訂正前)

## 第二部 参照情報

### 第1 参照書類

(前略)

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度2022年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

2023年4月28日関東財務局長に提出

事業年度2023年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

2024年4月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度2024年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2025年4月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度2023年度中(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

2023年9月12日関東財務局長に提出

事業年度2024年度中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度2025年度中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日(2023年12月4日)までに、外国会社臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づくもの)を2023年10月30日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書(上記5に掲げた外国会社半期報告書及びその補足書類(2023年9月12日提出)の訂正報告書)を2023年10月30日関東財務局長に提出

(後略)

(訂正後)

## 第二部 参照情報

### 第1 参照書類

(前略)

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度2023年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年4月26日関東財務局長に提出

事業年度2024年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年4月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度2024年度中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月27日関東財務局長に提出

事業年度2025年度中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年10月7日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づくもの）を2024年10月7日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

該当事項なし。

(後略)